公益社団法人　東山納税協会

Tax Payment Associations「TPA東山」

税のたより

令和２年８月号

第１３３号

公益社団法人
東山納税協会

東山納税貯蓄組合連合会

清水寺西門の夕日

（撮影：須藤 和也）

京都市東山区にある清水寺西門は、1908年（明治41年）に国の重要文化財に指定されました。

清水寺西門は、西の空に沈む夕日が美しく、西の空に沈む太陽に極楽浄土を感想する仏教修行・日想観の聖所とされています。日想観では、静かな心で仏教の理想郷である極楽浄土があるとされる西方に沈む太陽を見つめ、自身の内面と向き合うことと説かれています。

極楽浄土は西方十万億土の彼方にあり、全く苦しみのない理想郷で、阿弥陀如来が今も法を説いているとされています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に日常生活を奪われている今日ですが、西門から見る夕日に暫くの心の安らぎを得、日常生活を取り戻すのも良いかと思います。

『新しい時代を皆様と共に！』

公益社団法人 東山納税協会 会長　　土 渕　善 英
（株式会社 陶葬　陶人）

本年２月から始まった新型コロナウイルス感染症は、世界各国に拡大し、経済活動に大きな打撃を与えております。日本では、東京オリンピックの延期や全国高校野球大会等の各種スポーツイベントが中止、不要な外出自粛が要請される等、リーマンショック以上の経済危機を招いております。

観光産業を大きな財源とする京都、特に東山においては、観光客の激減により経済活動は停滞しており、会員の皆様方には、大変なご苦労をされていることとお察し申し上げます。

政府は、経済危機を克服するための対策として、２度にわたる補正予算を編成して事業者支援を打ち出しておりますが、一日も早い経済活動の回復が待たれるところです。

一方、補正予算の編成により令和２年度の歳出合計は、約 160 兆円に膨らんでおり、これらの財源は、云うまでもなく国の借金で賄うことになり、本年度の赤字国債の総額は、約 90 兆円に上っています。

コロナショックの後の経済回復に期待するところですが、経済が軌道に乗るのは、まだまだ先のように思います。今後、どのような形で国民に負担が及ぶのか、危惧されるところです。

新年のあいさつで令和の時代は、ＡＩの時代であると申し上げましたが、企業ではコロナ対策の一つとして、テレワーク及びネット会議が急速に広まっており、ＡＩの活用が経済活動の中心になろうとしています。新しい形態での経済取引、経済活動、また新しい生活様式が生まれ、ＡＩ時代が大きく進展することになると思います。

東山納税協会は、このＡＩとウィズコロナという新しい時代を、会員の皆様と共に乗り切って行くためには、皆様のご意見及びご要望を真摯にお聞きし、事業展開を図って行くことが不可欠であると考えています。皆様には、忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願い致します。

東山納税協会は、今年、４年に一度の代議員選挙が実施されました。新しく代議員に就任された皆様方には、これからの４年間は、非常に大事な時期でございますので、東山納税協会の更なる発展のためにご尽力をいただきますようお願いいたします。

結びにあたりまして、会員の皆様方並びにご家族の皆様方には、新型コロナウイルスに感染しないようご留意いただき、ご健勝で過ごされることを心より祈念申し上げます。

京　　焼
株式会社 陶葬（とうあん）
京都市東山区泉涌寺東林町 38
TEL（075）541－1987

東山税務署 退任・着任のごあいさつ

退任のごあいさつ

前　東山税務署長　　今村　里枝

晩夏の候、公益社団法人東山納税協会並びに東山納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、この災禍にあってご苦労も多いことかと拝察いたしております。

さて、私こと、この度の人事異動で退官することとなりました。

永きにわたる国税の仕事の中で、最後の職場として歴史と伝統に満ち溢れた京都の東山税務署で勤務できたことを大変光栄に思っております。

令和元年７月に東山税務署長を拝命し、これまで、土渕会長をはじめ役員及び会員の皆様方から、多大なるご支援とご協力をいただき、お陰をもちまして署務運営につきましても、軽減税率制度の周知・広報、租税教育の充実、確定申告期間の延長など、様々な課題がありましたが、皆様方のご協力により円滑に運営することができました。この紙面をお借りいたしまして、改めて心から感謝とお礼を申し上げます。

結びに当たり、両会のますますのご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄・ご多幸を心より祈念いたしまして退任のあいさつとさせていただきます。

着任のごあいさつ

東山税務署長　　長井　雅浩

残暑の候、公益社団法人東山納税協会並びに東山納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、災禍の中にあっても益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様方には、平素から税務行政に対し、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、この度の定期人事異動で東山税務署長を拝命し、過日着任いたしました。

有名社寺に加え、歴史ある美しい町並みが保存され、伝統文化が承継されているこの地で勤務できますことは大変光栄なことであり、身の引き締まる思いでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置が解除され、日常が戻りつつありますが、収束の時期はなかなか見えない状況にあり、また、税務行政を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、私どもといたしましては、「適正・公平な課税及び期限内納付の推進」に一層努めてまいる所存でございます。

どうか今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう重ねてお願いいたします。

結びに当たり、両会のますますのご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄・ご多幸を心より祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

東山税務署 人事異動のお知らせ

■転入者（7名）

			前任署
署長	長井雅浩	（ながい　まさひろ）	… 東京国税局 課税第一部 統括国税実査官
副署長	吉塚恒博	（よしづか　つねひろ）	… 大阪国税局　総務部　税務相談室　主任相談官
管運２統括官	宇野友紀子	（うの　ゆきこ）	… 門真署　法人課税第６部門統括官
個人１統括官	大北恭子	（おおきた　きょうこ）	… 東成署　個人課税第１部門統括官
個人２統括官	仁紙英貴	（にがみ　ひでき）	… 長浜署　個人課税第２部門統括官
法人１統括官	近藤毅	（こんどう　たけし）	… 峰山署　法人課税部門統括官
法人２統括官	大江聡	（おおえ　さとし）	… 八尾署　法人課税第６部門統括官

■転出者（3名）

			異動先
副署長	吉澤敦	（よしざわ　あつし）	… 大阪国税局　総務部　税務相談室　主任相談官
個人１統括官	村中和三	（むらなか　かずみ）	… 門真署　特別国税調査官　所得税担当
個人２統括官	唐鎌敦	（からかま　あつし）	… 近江八幡署　個人課税第２部門統括官

■退官者（4名）

署長	今村里枝	（いまむら　さとえ）	… 定年退職
管運２統括官	大田浩子	（おおた　ひろこ）	… 退　職
法人１統括官	小松早都子	（こまつ　さとこ）	… 退　職
法人２統括官	塩谷隆男	（えんや　たかお）	… 定年退職

より豊かに　より美しく ―――― TAKENOUCHI GROUP

㊍ 竹之内運送株式會社

取締役会長　竹之内 實

代表取締役　竹之内 米 貴

〒607-8154
京都市山科区東野門口町四八
TEL (075)592-3900(代)
FAX (075)591-7115
URL http://www.takenouchi.co.jp/
E-mail:support@takenouchi.co.jp

JSA QMS,EMS JIS Q 9001,JIS Q 14001 JSAQ759,JSAE603

MS JAB CM001

タケノウチリサイクルセンター　〒520-2263 大津市大石中６丁目２-20　TEL (077)536-2212 FAX (077)536-2213

国民年金基金

○掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減
○受け取る基金年金は、公的年金控除の対象
○自由なプラン設計

資料請求・お問い合わせは
0120-65-4192

全国国民年金基金 京都支部
京都市中京区烏丸通三条下ル鍵預屋町595番地3 大同生命京都ビル6階

東山税務署 転入者プロフィール

署長
長井 雅浩
《プロフィール》
- 出身地　石川県　金沢市
- 趣味・特技　スポーツ観戦・料理
- 好きな言葉　禍福は糾える縄のごとし

副署長
吉塚 恒博
《プロフィール》
- 出身地　大阪府　池田市
- 趣味・特技　家庭菜園・スキー
- 好きな言葉　一期一会

管理2統括官
宇野 友紀子
《プロフィール》
- 出身地　京都府
- 趣味・特技　読書・声がよく通ること
- 好きな言葉　一生懸命

個人1統括官
大北 恭子
《プロフィール》
- 出身地　うどん県（香川県）
- 趣味・特技　旅行・うどんは別腹
- 好きな言葉　なんとかなる

個人2統括官
仁紙 英貴
《プロフィール》
- 出身地　京都府　綾部市
- 趣味・特技　WOWOW 鑑賞
- 好きな言葉　おつかれさん

法人1統括官
近藤 毅
《プロフィール》
- 出身地　京都市　伏見区
- 趣味・特技　シュノーケリング・飛び込み
- 好きな言葉　日日是好日

法人2統括官
大江 聡
《プロフィール》
- 出身地　福岡県　北九州市
- 趣味・特技　音楽鑑賞・旅行
- 好きな言葉　悠々自適

御菓子司
鍵善良房
本　　店：祇園町北側　☎075-561-1818
高台寺店：下河原通高台寺表門前北　☎075-525-0011
ZEN CAFE：祇園町南側　☎075-533-8686

京都・清水寺参道
株式会社 七味家本舗
〒605-0862
京都市東山区清水二丁目221
電話（075）551-0738（代）

東山納税貯蓄組合連合会事業報告

Ｒ２.６.４（書面による決議）

◇定期総会

第１号議案　令和元年度事業報告及び収支決算承認の件
　　監査報告
第２号議案　令和２年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件
第３号議案　任期満了に伴う役員改選の件

●東山納税貯蓄組合連合会役員名簿（敬称略）

会　長	安田茂夫	常任理事	西井正治	理　事	粟津　清
副会長	高垣慶嗣	顧　問	西崎義雄	〃	浅野孝志
〃	脇　勝敏	専務理事	八塚久幸	〃	中西三郎
常任理事	駒井文恵	理　事	太田紀美	〃	多田修一
〃	北村眞純	〃	田治康博	監　事	岡田照雄
〃	林田正誼	〃	高村　忍	〃	森　欣一郎

歌舞伎銘菓
なま八ッ橋
夕霧
箏曲の祖 八橋検校に因む
井筒八ッ橋

Since 1805 文化二年
井筒八ッ橋本舗
祇園本店 京都市東山区川端通四条上ル 北座
TEL.075(531)2121　http://www.yatsuhashi.co.jp

東山納税貯蓄組合連合会 からのお知らせ

中学生・高校生に対する
「税についての作文」募集

東山納税貯蓄組合連合会と東山税務署では、令和２年度も下記の要領で「税についての作文」を募集しています。

中学生の部

１、応募資格
中学生

２、テーマ
『税に関すること』

３、応募方法
400 字詰め原稿用紙　３枚以内
作文の冒頭に所属学校名、学年、氏名を記入してください。

４、提出先
所属の中学校を通じて、東山納税貯蓄組合連合会（東山納税協会内）または、東山税務署（管理運営部門）へ提出してください。（郵送可）

５、締切り
令和２年９月３日（木）

６、表彰
優秀な作品には、全国納税貯蓄組合連合会長並びに国税庁長官等から賞状と記念品を、また応募者全員に参加賞を贈呈します。

高校生の部

１、応募資格
高校生及び中等教育学校生（後期課程）

２、テーマ
『税の意義と役割について考えたこと』

３、応募方法
800 字以上 1200 字以内
作文の冒頭に所属学校名、学年、氏名を記入し、末尾に応募者の住所、学校の所在地を記入してください。

４、提出先
東山税務署（総務課）へ提出してください。（郵送可）

５、締切り
令和２年９月７日（月）

６、表彰
優秀な作品には、賞状と記念品を、また応募者全員に参加賞を贈呈します。

＜提出先＞ ◇　東山納税貯蓄組合連合会　※16ページに掲載しています
◇　東山税務署（総務課、管理運営部門）
〒605-0914　京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339-5

本　会

R２．４．７（東山納税協会会議室）

◇総務部会

・新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応
・令和２年度　第１回理事会の開催について
　　定時総会の開催について
　　代議員選挙について

R２．４．21「決議の省略」による決議

◇理事会

第１号議案　令和元年度事業報告及び決算承認の件
　　監査報告
第２号議案　代議員選挙に関する件
第３号議案　定時総会招集の件
第４号議案　行政庁定期提出書類承認の件
第５号議案　協会長感謝状贈呈の件
報告事項１　令和元年度下半期 理事との少額取引の報告
報告事項２　委員会の活動状況の報告

R２．５．２６（東山納税協会会議室）

◇定時総会

第１号議案　令和元年度事業報告及び決算承認の件
　　監査報告
第２号議案　代議員選挙に関する件
報告事項　　令和２年度事業計画及び予算報告の件

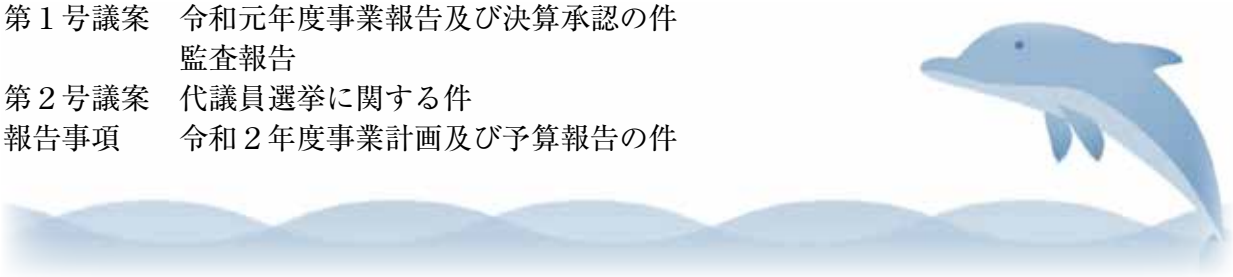

色の未来化＝色で未来する
MATSUI
株式会社 松井色素化学工業所
代表取締役　松井　晴彦
本社　京都市山科区上花山桜谷町６４
TEL（０７５）５９４-５６１１（代）
URL　http://www.msc-color.co.jp/

京扇子 錦古堂
京・清水寺門前 075-561-3666

青年部会

R2.4.16（東山納税協会会議室）

◇青年部会役員会

・令和２年度　通常総会開催の件
・特別会員への本人確認の結果報告
・今後の予定について

R2.5.13（書面による決議）

◇令和２年度　通常総会

第１号議案　令和元年度事業報告承認の件
第２号議案　令和２年度事業計画案承認の件

指導部会

R2.6.16～18（東山納税協会会議室）

◇記帳指導会

・新型コロナウイルス感染症予防対策を行い、事前予約制にて実施。

企画・デザイン
制作から印刷
一貫したシステム

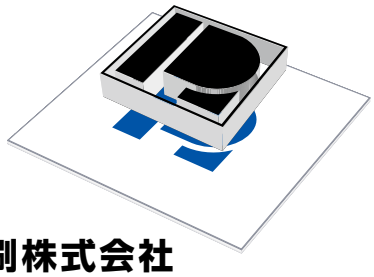

洛東印刷株式会社
京都市山科区西野山射庭ノ上町307-24
TEL 075-501-1010（代）　FAX 075-501-1030

市寿司
いづう
京都・祇園切通し
電（561）〇七五一
〇七五二

東山税務署 からのお知らせ

財務省・国税庁　　【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- 納税について誠実な意思を有する。
- 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- 納付すべき国税の納期限から６か月以内に申請書の提出がある。

（注）１　担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
　　２　既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- 原則として１年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常　年 8.9%→軽減後　年 1.6% ※）。

※　令和２年中における延滞税の利率　　申請による換価の猶予　国税徴収法第 151 条の２

収入が概ね２割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし　**１年間猶予**　**無担保**

特 例 猶 予 の 要 件

○　以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

①　新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

②　一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○　納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○　令和２年２月１日から同３年２月１日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例　新型コロナ税特法第３条

令和２年６月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

➢ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】８：30～17：00（土日祝除く。）
【電話番号】０１２０－５２７－３６３
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら

猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁ＨＰから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

➢ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
➢ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

○ 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
○ 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から６か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

○ 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
○ 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その１）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース１】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
【ケース２】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予　国税通則法第 46 条

国税の猶予の詳細はこちら　国税猶予　検 索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。
地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

東山税務署からのお知らせ

個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告及び納付期限について

自宅からネットが便利 申告・納税 e-Tax

消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、令和元年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が 48 万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。
「令和元年分の確定消費税額」とは、令和元年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告若しくは期限後申告を行った場合又は更正若しくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付　～次の２つの方法のいずれかによることができます～

1　前年実績による中間申告

令和元年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

令和元年分の確定消費税額（注）	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48 万円超 400 万円以下	年１回	令和元年分の確定消費税額の 12 分の６の消費税額とその 78 分の 22 の地方消費税額	令和２年８月 31 日（月） （振替納税利用の場合の振替日） 令和２年９月 28 日（月）
400 万円超 4,800 万円以下	年３回	令和元年分の確定消費税額の 12 分の３の消費税額とその 78 分の 22 の地方消費税額	国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）でご確認ください。
4,800 万円超	年 11 回	令和元年分の確定消費税額の 12 分の１の消費税額とその 78 分の 22 の地方消費税額	

（注）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

2　仮決算に基づく中間申告

「１　前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。
なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「０」になります。）。
また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできません。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取扱い」

1　**令和元年分の確定申告書の提出期限が延長されているため、令和元年分の消費税の年税額が確定していない場合には、中間申告・納付をする必要はありません。**
2　令和元年分の消費税の年税額が確定している場合において、**中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、提出期限の延長が認められます。**
3　中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、中間申告書の提出ができることとなった時点で、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の右上余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、提出いただければ、事後的に提出期限の延長が認められます。
4　**当期の業績が悪化しているような場合には、「１　前年実績による中間申告」の方法に代えて、「２　仮決算に基づく中間申告」の方法によることもご検討ください。**
5　中間申告書を提出期限までに提出することが可能な場合において、その提出期限までに提出がなかったときは、提出期限において「１　前年実績による中間申告」の方法による中間申告書の提出があったものとみなされ、上記納付期限までに納税する必要があります。
なお、**一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予制度を適用できる場合があります。**
※　その他、新型コロナウイルス感染症に関連した税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ（特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について）をご覧ください。

年末調整手続の電子化について

～概要～

令和２年 10 月以後に提出する生命保険料控除等に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能です。これらの電子データを利用し年末調整手続を簡便化するため、国税庁が「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（以下「年調ソフト」といいます。）を無償提供します（令和２年10月リリース予定）。

（年末調整手続の電子化による手続の流れ）

① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
② 従業員が、①の電子データを年調ソフトにインポート（自動入力、控除額の自動計算）
③ 従業員が、控除額が自動計算された保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書等（以下「年末調整申告書」といいます。）を電子データにて勤務先へ提供
④ 勤務先において、③の電子データを給与システムにインポートして年税額の計算等を行う

～年末調整手続の電子化のメリット～

（勤務先のメリット）

① 年末調整申告書の記載内容・控除額のチェック、給与システムへの入力、年税額の計算等が自動化されることによる事務コストの削減
② 年末調整申告書（書面）の保管が不要となり保管コストが削減
③ 従業員が作成する年末調整申告書の記載誤りが減り、従業員への問合せ事務が削減

（従業員のメリット）

① 手書きによる作業の省略（年末調整申告書への記入、控除額の計算）
② 作成した年末調整申告書データを翌年度以降も利用することにより、翌年度以降の入力事務が軽減

～年末調整手続の電子化の準備～

（勤務先の準備）

従業員から年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けるためには、あらかじめ所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。また、年末調整申告書データをインポートするため、給与システムの改修等が必要となります。

（従業員の準備）

控除証明書等を書面（ハガキ等）ではなく電子データで取得するためには、契約している保険会社等にデータ発行を依頼する必要があります。詳しくは、保険会社のホームページ等をご覧ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル連携」を利用することで、控除証明書等データを一括取得することができます。詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」（https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm）をご覧ください。

令和２年度の「改正法人税法説明会」及び「年末調整説明会」は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、開催を中止いたします。

－ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス https://www.nta.go.jp －

京都市からのお知らせ

固定資産税等（事業用家屋・償却資産）の軽減措置について

◎新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等に対し、令和３年度課税の１年度分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を軽減します。

＜対 象 者＞ 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等
＜対象資産＞ 事業用家屋及び設備等の償却資産
＜軽 減 率＞ 令和２年２月～10月までの任意の連続する３ヶ月間の事業収入の対前年同期比

減少率	軽減率
50％以上減少	全額
30％以上50％未満減少	１／２※

※他の軽減措置との重複適用はできません。

◎新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた設備投資を行われた事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の軽減を拡充、延長します。

コロナに関する固定資産税の軽減について、詳しくは、ホームページを御覧ください。

京都市　固定資産税　コロナ　検索

資産税課　コロナ関連ホームページ

固定資産税（償却資産）の申告にご協力をおねがいします

償却資産の詳細については、ホームページを御覧ください。また、申告には「eLTAX（地方税ポータルシステム）」が便利です。

京都市　償却資産　検索

資産税課　償却資産ホームページ

◎市・府民税（普通徴収分）第２期分の納期限は，８月31日（月）です。

◎市税の納付には，便利で安心確実な口座振替を御利用ください。

市･府民税（普通徴収分），固定資産税･都市計画税（土地・家屋），固定資産税（償却資産），軽自動車税（種別割）の納付に口座振替が御利用いただけますので，ぜひ御検討ください。

また，これらの税については，「PayPay」「LINE Pay」「PayB」によるスマートフォン用決済アプリでの納付が可能になりました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から，窓口混雑緩和のため「市税納付サイト」からのクレジットカードやネットバンキングによる納付とともに，決済アプリの御利用も御検討ください。

詳しくは，ホームページを御覧ください。

京都市税口座振替　検索

納税室納税推進担当 税口座振替ホームページ

市税納付サイト　検索

納税室納税推進担当 市税納付サイト

京都市税　スマホアプリ　検索

納税室納税推進担当 京都市税スマホアプリ ホームページ

京都府からのお知らせ

個人事業税（第１期）の納付は8月31日（月）までに!
ー納付は便利な口座振替でー

◆　個人事業税とは

個人事業税は、府内に事務所、事業所があり、物品販売業などの事業を営む個人の方に納めていただく京都府の税金です。

◆　納期限は

第1期　　8月31日（月）
第2期　　11月30日（月）
＊税額が1万円以下の場合は、全額8月31日（月）までとなります。

◆　納める場所・方法は

府税事務所からお送りする納税通知書により、お近くの金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、府税事務所の窓口で納付してください。また、納付額が30万円以下の場合は、コンビニで納めていただくか、スマートフォンを使って「クレジットカード」「ネットバンキング」「LINE Pay、PayPay、auPAY請求書支払い」を利用して納付できます。詳しくは京都府ホームページをご覧ください。（auPAYは25万円以下の納付に限ります。）

◆　便利で安心・安全な口座振替を

ご指定の預金口座から、納期限の日に自動的に納税していただく仕組みですので、わざわざ納めにいく手間と時間が省け、うっかり忘れて延滞金がかかることもありません。

申込手続は簡単で、納税通知書に同封しました「府税口座振替納付依頼書（申込書）」により、必要事項をご記入の上、印鑑とともにお取引のある府内の金融機関にご持参ください。
＊ゆうちょ銀行（郵便局）でも口座振替ができます。

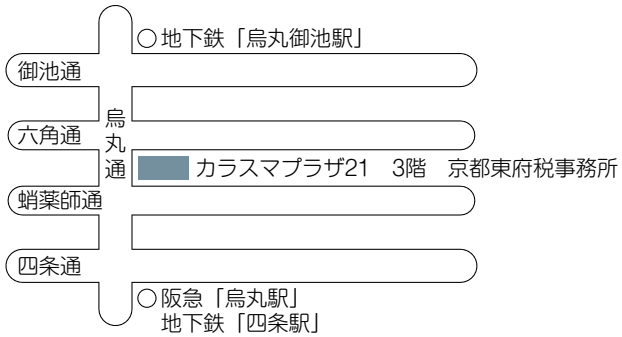

今回8月末までに申込手続をされますと、第2期分の納付から口座振替となります。

○　新型コロナウイルスの影響により売上に相当の減少があった方は、府税の徴収の猶予を受けることができます。詳しくは京都府ホームページをご覧ください。

＊徴収猶予の「特例制度」のページ
http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/tokureiyuuyo.html

お問い合わせは

＜京都府京都東府税事務所＞まで
(所在地)　京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634「カラスマプラザ21」3 階
(電　話)　個人事業税課（課税部門）　075 (213) 6356
　　管　理　課（納税部門）　075 (213) 6321

今後の事業計画

◇新型コロナウイルス感染症の影響と対応

・掲載していない各部会の行事並びに模範個人会及び模範法人会の上半期の行事は、中止若しくは下半期に延期になりました。
・令和２年度の「改正法人税法説明会」及び「年末調整説明会」は、中止となりました。
・「令和２年分決算及び確定申告指導会」は、東山納税協会会議室で開催する方向で調整しています。
※最新の情報は、協会ホームページでご確認ください。（右下記載のアドレス）

税理士先生による無料相談会のお知らせ

実施日	開催場所
9月10日(木)	東山納税協会
10月15日(木)	〃
11月19日(木)	〃
12月17日(木)	〃

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更･中止となる場合があります。

納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献します

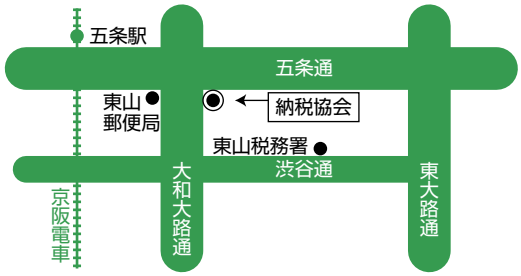

◇ 公益社団法人 東山納税協会 ◇
◇ 東山納税貯蓄組合連合会 ◇
〒605-0913
京都市東山区大和大路五条下る石垣町東側 59
TEL 075-561-2098
FAX 075-541-2150

◇ 協会ホームページアドレス ◇
http://www.nk-net.co.jp/higasiyama/

携帯、スマートフォンをお持ちの方はこちらからアクセスできます。

協会ホームページ
QR コード